

て、その中二庁舎の建物と冷房装置を行なう方針による設計委託料が三十万円、又文書の増大によりして保存書庫の収容率をますための書庫の改造工事約三百万円、その他印刷の能率化をはかるため機械管理室に印刷機を補充するための費用約八十万円、又交通安全対策費として三十万五千円その他については経常経費の追加でございます。

次に徴税費につきましては三百十三万三千円の追加補正であります。主として人件費であります。その他徴税事務の能率化をはかるための電子卓上計算機の購入費二十六万円と税務事務の経常経費の追加補正となっております。

三の戸籍住民基本台帳費につきましては百六十九万三千円の追加補正であります。主たるものは人件費で百五十二万四千円とあとは一般需用費の補正でございます。

四の選挙費につきましては三十一万九千円の減額補正でございます。その理由としましては本年度実施いたしました各種の選挙の終了によりて整理調整を行ない不用額の百八万

円と人件費とならぬに需用額の追加でございます。増減差引きの結果三十一万九千円の減額となっております。

五の統計調査費につきましては補正額金額が今回の給与改訂に必要な財源でございます。

その監査委員費につきましては二十八万二千円の追加補正であります。このうち人件費として約十六万二千円、その他は監査資料作成に必要な統計比率を出すための電子卓上計算機の購入代が主たるもので、その他需用費ならぬに経常経費の追加補正でございます。

次に民生費について説明を申しあげます。追加額が三百七十

九万三千円でありまして合計三億八千七百六十三万六千円となります。この追加額の内容といたしましては、一の社会福祉費におきましては九百三十五万円の追加であります。この主たるものはやはり人件費で二百八十五万円、その他は四十七年度より開設を予定しております児童保育二カ所の新設にともなう工事費として約四百万円、オ入りの計上しております国民年金の印紙売払代金が二百三万円、身体障害者の日常生活用具扶助の追加と、老人福祉におき

すして四十五年分の精算による国と都に付する返還金。その他
經常經費の整理によつて生じた追加額でシテります。

その児童福祉費につきましては四百三十八万六千円の追加補正で
ござります。またるものはやはり人件費が百五十三万四千円となつて
おります。児童手当の平令の引き上げと所得制限の緩和によつ
て支給対象者の範囲の拡大によりまして生じた手当額の追加分
と。それと保育園児童の私立保育園に対する委託料が主たる
もので、その他各団別の經費の追加分でシテります。

その生活保護費につきましては九百九十四万三千円の減額補正でこ
がります。その理由としては生活保護法にもつづきます
生活扶助をはじめ各種扶助の支給対象者ならぬに補助額が予定
より減少いたしました。個々の扶助状況をよく検討いたしました結
果一ヶ六十六万七千円の扶助費の減額を行つたわけでシテります。
特に医療費については約一千万円の半分の増減が医療費の減額
となつております。その減額によつて支出における国の負担金
も先ほど申しあげましたとおり減額になつております。又人件

費につきましては七十七万四千円の追加でシテります。需用費関係
を合せましてたゞいまの減額と差引きいたしまして今回の九百九十
四万三千円が減額補正となつた次第でシテります。

次に衛生費について申しあげます。と三百四十九万一千円を追加い
たしまして合計一億五千四百九十九万四千円となり、内容はいたしましては一の
保健衛生費については百八十九万八千円の追加補正でありまして、やは
り主として人件費が八十七万三千円と。と高場会計の繰入れするため
の繰出金が百万円となつております。

その清掃費につきましては百五十九万三千円の追加でシテります。こ
れは金額人件費の補正となつております。又職員につきましては一部
補正額には算入されませんが財源内訳けの変更と支出科目の変更が行なわ
れております。これは金体的な予算額には変更がございません。

次に労働費について申しあげます。と九十九万四千円の減額補正にな
ります。合計六百三十四万四千円となるわけでシテります。この減額の
理由といたしましては失業対策労務者の離脱によりまして労務者が
減員となつたため計費した道路がでなくなり、したので原材料費

を百三十万円減額いたしすして、又職員の関係におきましては人件費の追加三十九万六千円を追加いたしすして差引きの結果この減額が生じたわけになります。

次に農林水産業費について申しあげますと五十四万八千円の追加補正をいたし合計四百七十一万六千円となり、内容といたしすしては農業費の追加でありすしてこのほとんどは人件費のみの補正となっております。

次に商工費について申しあげますと百八十三万三千円の追加補正をいたし合計二千百六十八万七千円となります。内容は主たるものは人件費におきすして三十五万八千円の追加と、商工会の補助の算定要綱によつて算定した結果生じました補助金の追加分五十五万円、それからすでにござ了解をいただいておりますした仮称福生七夕音頭レコード購入代として八十四万円を今回計上させていたいただきました。次に土木費について申しあげますと三千五百三十六万円を追加いたし合計が三億五千五十八万一千円となり、これを構成率におきまして一九・四％ということになります。この追加補正の内容と

いたしすしてはまず第一道路河川橋りょう費におきすして二千三百八万三千円を追加しようとするものでござりまするが、この主たるものはやはり人件費におきすして三百七十五万八千円と道路補修の能率化をはかるために小型ローラーおよびカッターの購入費約百万円、市道改良工事費千八百万円、舗装工事の計画を予定としております。この市道については先ほどの房舎費で説明を申しあげましたとおり矢野で実施を計画いたしてありすした市道を、これは永田地区の番田坂を中心とする永田と志茂一に通ずるいわゆる高校の通学路に使われております道路ですが、これを直接市によつて施行いたそうとすること、さらにオス小、オス中学の通学路と関連があります。オス小、オス小を中心とした未舗装道路を実施する計画でござります。この財源といたしすしては先ほどの失業対策費の減額分百三十万円と加美の上水橋の補修において一部不用額が生じました財源とそれから公有財産購入費で今回の見通しといたして今回不用額として百万円、さらにオス入で申しあげました自動車重量税で二百五十万円、これをあつては残りすして残りの千二百六十万円について

一般財源を充てし道路舗装の推進をはかる計画でござります。又
同時に番田坂の築造にともなう水道管の移設工事約七十万円と
市道一九五号線のわら付街道の延長にともなう東福生駅前の流末を
国道を横断する費用が約五十万円、その他につきましては一般経常経
費の補正となっております。

次に二の都市計画費については千三百三十七万七千円を追加しようとす
るものであります。この主たる内容としては人件費におき
ましては百三十五万四千円、都市計画の区画整理会計への繰出金が
一千万円、この一千万円の使途については主として多た河京事業の区
画整理にあてる考え方で、四十六年度における繰出金としては六千
万円となっております。さらに飯坂南公園関係で多た河京の
河床整備費として六十万円を計上しその他については経常経費の補
正となっております。

次に消防費について申しあげますと三百七十万二千円の追加を行
ない合計八千九百四十七万四千円となります。この追加額の大きなも
のは消防団員の火災出勤に付する旅費百六十八万九千円と福生

地区消防組合負担金二百八十一万八千円の追加と緊急放送施設、
いわゆる庁舎の上にあります放送施設関係等の工事における本年度
計画を立てました設計の委託料等が減額となっております。この
らの増減の結果三百七十七万二千円を追加しようとするものでござります。
次の教育費におきましては百十九万九千円の減額補正し合計
四億八千六十七万六千円となりまして、支出中の構成比においては二
六%となっております。補正内容としては、まず教育総務
費におきまして二百八十四万四千円の追加補正でござります。主たる
ものは人件費で二百七十七万七千円と教育指導のための三十五万二千円の経
常経費の追加でござります。

三の小学校費におきましては五百八十三万九千円の減額でござります。こ
の理由としましてはオス小学校の日照権の問題によりまして工事規模の
変更にとりないとして減額となっております。この内容について
申しあげますとまず増額を必要とする財源といたしましては人件
費におきまして五百八十八万八千円と本年四月よりオス小学校内に特別教
室としての特殊学級開設にともなう教室の改良工事費および必要な机



す。その他教材用具備品総額二百八十万円増減と。さらに給食関係における備品といたしまして電撃殺虫器と電子計算機合せて二十五万八千円の追加、小中学校増築にもないです。備品費二百六十万円、その他経常経費を入れますして今回追加しなければならぬ財源といたしまして千三百四十三万九千円を追加しなければならぬことになるております。

その反面減額すべきものでは先ほど申しあげました六小中学校の日照権問題による工事規模の変更にもなる経費が千九百七十三万円の減額するわけでございます。それと同時にプールと屋内運動場の工事費の不用額が百七十八万八千円となっております。

工事費におきましては減額になりすしたけれども、さらに附帯工事費の分といたしまして二百四十八万八千円内容的に工事請負費においてこれを追加しなければならぬわけですが、そういうことで増減差引きを行ないました結果工事費において千八百三十三万八千円の減額となり、さらにこれらの工事にもなる設計とか管理等を合せまして全体的に不用となる額が千九百三十三万八千円となります。この差引き増減の結果五百八十三万九千円の減額となっております。

次でシヤソキです。

次に三の中学校費につきましては百三万円の追加補正でシヤソキして、人件費におきまして六十七万円の追加と教育振興費における学用品および給食あるいは校外活動費の扶助費が主たるものととなっております。

それから四の社会教育費につきましては七十六万六千円の追加でシヤソキですが、これは金額給子改訂による人件費の補正でございます。

次に公債費について申しあげますと百四十一万円の減額補正でシヤソキして、この減額の理由といたしましては一時借入金利子におきまして財源の内滞による運送によりまして一時借入金が必要が生じたため一応百四十一万円の減額ができるだろうということで減額を予定した次でシヤソキです。

次に諸支基金につきましては三千万円の追加補正でシヤソキしてこれは土地開発基金の積立金額で、四十四年度より地方交付税に算定され交付されてきました。今回の基金積立金三千万円を入

すして一億三千三百万円となっております。

次に予備費について申しあげますと千六百七十五万七千円の追加補正でありまして、非常に多額の予備費の充当でございますが、これは先ほどのような入の経生費で申しあげましたとありと畜場事業廃止によります補てん財源を予定いたしましたしして予備費に留保いたしました関係でございます。

大体予定としたししてはまたと場の廃止にともなう必要額が千三百万円程度必要でないかということ、そのうち五百八十万円というものが三月に閉鎖いたしますと現在起債が約五百八十万円程度借入れておりますので一季に返済することになりますので、そのいも含めて合計千三百万円程度補てんすることということで予備費に留保しております。

以上で入才出関係の内容説明を終ります。次に地方債補正について申しあげますと、これは先ほどから説明を申しあげております関係でございますが、まず三小学校増築の地方債が補正が八百五十万円でしたがこれが今回追加されまして千三百

六十万円、プラス四百十万円追加となっております。それから

市立六小学校の増築事業債として三百九十万円を千四百四十万円、プラス七百五十万円が今回起債の接渉によりて追加となつた次でござります。内容的な利率、償還方法、起債の方法等については補正案と同様でございます。

大変わかりにくい説明と存じますが、よろしく慎重に審議のうえにお決くださるようお願いいたしますして説明を終ります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより十一時十五分まで休憩いたします。

千六時五十八分 休憩

千六十一時十五分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番（貫井喜代次君） ナページの都市計画税の関係におきまして千三百四十五万八千円の補正額ですが、これは承知のとおり土地、家屋の

課税標準額に対する税率百分の〇・二の額であると思ひますが、固定資産税の補正額が九百二十三万円、この差を考えると、固定資産税は土地家屋の課税標準額と消却資産の標準額の百分の一・四の税率であると思ひます。とすれば都市計画税と固定資産税との差は都市計画税が固定資産税を大きく上回つてしまふかと私は考えますが、これはどのような理由によるものか説明を願ひます。

次に十二ページの地方交付税で三千八百万円の補正がされておりますが、当初予算の二億一千万円のときに国税三税の三二%が国税三税の分として交付されるという説明があったと思ひますが、今回の補正でやはり三二%の範囲内であるのかあるいは何%になったのかどうか、それからなおいすして四十六ページの観光費の需用費八十九万円のうちのセブ音頭レコード購入代として八十四万円、これに計上する収入は計上されないようだが、このレコードは恩恵配付するようになるのかあるいはこれをどのようにさばいていくのかこれらの内容について説明願ひたい。

十四ページといつしては四十九ページの土地区画整理費の繰出金一千万円、これは先ほど説明がありましたように合計六千万円とつたわけでありますが、土地区画整理事業に対する財源や

これが土地区画整理事業の運営は基本的にどうあるべきか、どうすつてかということかわりませんので、この点土地区画整理事業に一般会計から持ち出すということに対する考え方を説明願ひたい。

次に五十七ページの土地開発基金について、これは福生市土地開発基金条例が昭和四十四年条例第二十号で公布施行となつており、すうが、今回の繰出金三千万円について説明を求めらる

けでしつていますけれども、条例が三二条で基金の額については四千三百万円となつてゐるので今回の三千万円はこの範囲内であり問題はな

り、基金条例の二二条「あつた取得することにより事業の円滑な執行をはため」とされてゐることから今回の積立金との関係について問題はないかどうか、地方自治法の二二四十一條が三項には「基金は条例の定める特定の目的に充て、および効率的に運用されなければならない」と規定されてゐるが、二二条に定め

る特定の目的にこの積立金が該当する内容をご説明願いたい。
さらにこの問題に對して、この積立金はどのどのような種類の
預金としておくものか、これらについて説明願いたいと思ひます。

○税務課長(田村忠雄君) 貴井議員さんのご質問にお答え申しあ
げます。

貴井議員さんからご指摘を又けたとおりでございまして、都
市計画税の方が補正額が少なく正しいはずですが、当初予算
を編成する際に私の不てぎれで土地に付する負担調整率の増を
少なく見込んでしまつたわけがございします。今後十分留意いた
しますのでよろしくご承願いたいと思ひます。

○経済課長(中村浩君) 自席からお話しをいたさせていただきます。一番議
員さんのご質問にお答え申しあげます。

仮称福生セク音頭レコード購入代八十四万四の才入の関係
さらに使途について、レコードの処分についてのご質問でございします。

けれども、才入につきましては平素末に一般発売が行なわれますので
四十七年度の物品売却代金、総括的になると思ひますのでこのようにさ
はかれるというわけであり、せんけれども、四十七年度の物品売却収入の方
に才入として振り込ませていたでございます。一枚二百八十円で三千
枚ということですが、元來がセク音頭レコードにつきましては企業
プランに市のコマーシャルが便乗したものでございまして、三千枚の
うち何枚になるかわかりませんけれども、かなり海外船に使わして
いたたかと思ひます。三千枚のうち一般販売とよから商工
会を通しての販売、さらに町会の方々の販売を計画してありま
すが具体的にまだ話し合けておりませんのでこの程度でご勘弁願
いたいと思ひます。

○都市計画課長(浅見裕康君) 貴井議員さんのご質問にお答え申
しあげます。

区画整理事業の基金関係につきましてご説明をいたしたわけ
でございますが、区画整理事業につきましてはご案内のとおり
当然当該地域の土地開発と問題を主体として使いたいわけがござい

います。現在の資金計画上の基本的なことを若干申しあげます。まず最初にこの事業計画を施行するためには、いろいろ経費がかかるかということが当然に限定されてくるわけでございます。市といたしまして当該区画整理区域のまず、街路をシヤシヤします。その中には幹線となるべき街路、それと関係地元の皆さんが直接お使いになる区画街路あるいは公園関係の施設、それからその土地を利用するための整地ということが工事として必要と出てくるわけで、その他工事関係の諸雑費やあるいは電話とか水道、電気等の布設管の施設、あるいは場合によりますとそういうものの新設ということがあけられるわけでございます。補償関係におきましては家屋の移転というものを中々として補償費が相当かかってまいります。それと工事を施行するための設計調査とか関係職員の事務費、ご案内のとおり現在まで区画整理を新都市建設公社に委託しております関係でその事務費と、先行投資的なものもシヤシヤして都の交付金等が才入として見込されるわけでございます。先行する関

係で当然に借入金の子とすることが区画整理事業として必要な経費でございます。これを総合いたしますと、それで公共施設を整備してソコウえにおいて対象となるべき権利者からいただく保留地と、このものを減歩とすることがござります。それらとどのくらいいたければ、この事業が成るかということと勘案いたします。まず保留地の全体、地目さすからいただく土地の限変というものを算定いたします。それから、それにもつきまして保留地の処分というものをどのくらいの金額で処分をするかというかということも当然保留地の取得すべき地積としようものが算定されてまいります。それからあと財源といたしましてただいま申しあげたような工事費の中で、幹線街路にあたるべきやはり当該区画整理区域内の関係権利者だけでなく近隣の方々が利用されるであろうというわけで、通過道路的なもの、そういうものに関係する工事費、補償費というものが、その性質によりまして都から交付金としてくるわけでござります。場合によりますと十割、通過道路的なものではなくて地元の皆さんが利用受の関係で二分の一が交付金の対象となるという二つに分

けられております。そのほか都からの借入金利子がシヤシヤしますが、これも六分五厘を越える金利については東京都が利子補給をするということでは当初の計画にもとずきました補給金を算定してあります。そのほか、ソレゆゑにただいま貸付議員さんからの指摘がござりました市の負担金とどう問題があるわけにシヤシヤします。これは当初大体百%内外の市の負担金で財源構成ができてあつたような傾向になつて来たわけにシヤシヤしますが、原則的にはソレゆゑに公共施設の整備のための減歩、公共減歩と申しますが、これを一応最低限にだけは必要の減歩でシヤシヤします。そのほか主として市の負担、ソレゆゑに施行者の負担金で施行しろという傾向に変わりつつあります。保留地というものを極力少なくいたしまして、保権利者の旨さまで方に対しての負担を少なくしろということになつております。現在行なつております加美平と多摩河原の区画整理につきましては先ほど申しあげましたように大体一〇%前後の市の負担の構成になつております。今回の補正いたしました一千万円につきましては多摩河原事業の資金計画といたし

まして市が負担するべき区画整理する前の八千五百万円のうちの一千万円でシヤシヤして、すでに四千七百万円と記憶しておりますが、それだけの市の負担がされるわけにシヤシヤします。そうして、関係でこれは資金としようものが事業の委託によりまして公社が立替えてソレという形が取られております。そのつと市の財政の許す範囲において事業の進捗状況とにらみ合せながら随時資金計画にもとずきまして市の負担とソレものを繰り入れて、最終的には公社が立替えた金額と合致させるということに收支バランスを取っておるわけにシヤシヤします。そのほか市単独で予算を計上し執行してソレものは職員の人件費と一般事務的な経常経費、その他補償費、これは直接権利者の方が福生市に在住してソレ者が多いということ、あるいは補償の交渉が直接わけわけがいかないと問題が解決しないという関係から補償費につきましては区画整理の特別会計で計上してソレわけにシヤシヤします。

非常中にお傾向の趣旨に沿つたかどうかわかりませんが、一応現在行なれております土地区画整理事業のソレゆゑに資金計画の